

## 《論文》

## 現代日本における専門職大学院の課題

## —法科大学院を中心として—

鵜 沢 由美子

## 1. 問題意識の所在と本論文の目的

2003年、高度専門職業人を養成するとして日本に専門職大学院が誕生し、10年以上がたつ。その間、法科大学院や教職大学院、会計専門職大学院や経営専門職大学院などが設立され、その数は164におよぶ<sup>1</sup>。しかし、定員を満たしていない専門職大学院も多く、撤退した大学も多い。専門職大学院として最も耳目を集めてきた法科大学院で、2016年度の入学定員を充足したのは専門職大学院の中では最も司法試験合格率の高い一橋大学と甲南大学ただ2校であった。在学生がいる法科大学院71校のうち、2016年度までに学生募集を停止したのは26校に及ぶ<sup>2</sup>。

専門職大学院はアメリカのプロフェッショナルスクールを模して作られたものだが、そもそもその前提に問題はなかったのだろうか。第一に、現代日本とアメリカには「専門職」に対する人々が有する認識の違いがある。高学歴が専門職のメルクマールであるアメリカに対し、日本においては国家資格というような確固とした資格が指標であるということが筆者の調査から明らかとなっている（鵜沢 2016）。これまで学歴不問であった司法試験受験に際し、高額な学費を必要とする法科大学院修了をその受験資格

とするなら、国家資格取得が確実に視野に入っていなければ割りが合わないと思うのは当然の心理である。

第二に、雇用システムの違いがある。職務（ジョブ）に対応して労働者を採用し、その定められた労働に従事させる欧米に対し、日本型雇用システムの本質は雇用契約が職務の限定のない企業のメンバーになるための契約「（空白の石板）」（濱口 2011:15）でありメンバーシップによる契約と考えることができる。日本型雇用システムの特徴とされる長期雇用慣行ならびに新規学卒一括採用はそのメンバーシップの維持を目的とするシステムである。大学既卒である場合、あるいは文系で大学院卒である場合の一般企業への就職はハードルが高いことが知られる。学び直してより専門的なジョブを得ることが一般的な欧米とは雇用システムの違いが厳然としてあるのである。

このことをふまえ、本稿では、まず法科大学院を対象に専門職大学院の成立過程を検討し、現状を確認する。そのうえで、法科大学院の不振を上記の2点から考察し、法科大学院をはじめとする専門職大学院の今後の課題を検討する。

## 2. 専門職大学院の成立過程

## —法科大学院を中心—to

本章では、法科大学院を中心に専門職大学院が成立する過程を検討する。法科大学院は他の

1 文部科学省「専門職大学院一覧（平成27年7月現在）」2016.12.29最終アクセス

2 文部科学省「各法科大学院の平成28年入学者選抜実施状況等」2016.12.29最終アクセス

専門職大学院から一年遅れ、2004年にスタートした。大学、政財界、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）などのそれぞれの思惑により法曹養成の新しい制度として法科大学院が成立に至る経緯を、大学院改革と司法改革という視点から検討していく。

## 2-1. 大学院改革という視点から

### 2-1-1. 日本の大学・大学院制度の成立

#### —アメリカとドイツの影響から

専門職大学院はどのような経緯で発足したのか。それを理解するためにはまず、戦前からの日本の大学および大学院の在り方を把握する必要があるだろう。欧米諸国に遅れて1880年代に本格的な産業化を開始した日本がモデルを求めたのは、産業分野だけではない。高等教育の分野も同様で、当時日本がモデルとして選択可能な高等教育システムには、複数のモデルがあった。政府が最も参考としたのはドイツで、1886年（明治19年）帝国大学はドイツをモデルとして作られたが、私立大学はアメリカの影響を多大に受けた（天野 2006:36）。産業の進展度合いにより、19世紀はドイツの大学の世紀であり、20世紀（1930年代末から）はアメリカの大学の世紀（天野 2006:18）とみなされる。

戦後20世紀、産業をリードするアメリカが大学でも世界的な影響力をもち、占領下、日本の新しい大学制度はアメリカをモデルに設計された。大学院は、新制大学の創設に伴って、1951年以降に設置されていった。しかし、制度の外形はアメリカの大学に近づくが、大学内の慣行も教育研究活動を行う人々の意識も戦前と変わらずアメリカモデルの移植は必ずしも成功しなかった。それは、日本の大学の理念型がドイツモデルの帝国大学だったからであるとされる（江原 2004:282・天野 2006:39）。

ここで、アメリカの大学とドイツの大学について簡単にふれておこう。植民地時代、オックスフォード大学やパリ大学をモデルに1636年ハーバード大学が設立されて以降、アメリカでは19世紀には、ドイツの影響で大学には研究が不可欠であるという大学観が受け入れられるようになり、研究機能を充実させる研究主体の大学が組織化された。しかし、その制度はドイツとは異なるもので、学部段階ではリベラルアーツ教育、卒業後は研究者養成の大学院ないしは法曹・ビジネスといったプロフェッショナルスクールが整えられていった。

専門職を養成するプロフェッショナルスクールの進展は、大学以上にプロフェッショナルライゼーションの進展する社会により支えられた。すなわち、各専門職業団体が大学のカリキュラムに責任を持ったのである。法律教育の特徴としてアメリカ法曹協会がロースクールの統一基準や認可基準、教育内容を規定していることが挙げられている（山田礼子 1998:99）。

では、ドイツの大学はどのようなであろうか。ドイツの大学では、学部コースと大学院コースは必ずしも明確に区別されていない。ドイツでは歴史的に大学の本来の機能は大学の後継者養成と考えられてきた（別府 2004:231）。次に、法曹などの専門職の養成課程については、大学でディプローム（大学における専門学修終了後に授与）を授与され、専門職業（教師・医師・法律家・歯学・薬学など）の国家試験（といっても州）で修了となるのである（別府 2004:229）。東京大学医学部の前身、東京医学校はドイツの医科大学がモデルである。医学・薬学・歯学などが6年間の専門教育を施されたのち、国家試験を受けるという養成制度はこのドイツモデルを踏襲したものである。しかし、1997年、ドイツの大学大綱法改正は大学の学修領域の拡大・多様化・国際化を目指したもので、ドイツ

でも、アメリカ型の大学院の学修コースを形成する努力がなされつつあるとあってよいと別府は指摘する（別府 2004:224）。

以上みてきたように、20世紀に産業だけでなく研究でも世界の中心となったアメリカの大学モデルの波及、アメリカナイゼーションは20世紀の末には前世紀をリードしたドイツにも及んだ。同時期、日本でも、大学・大学院改革が進められた。アメリカ、ドイツの状況を概観したところで、次に日本の動きを検討しよう。

## 2-1-2. 日本の大学・大学院改革の動き

旧制の帝国大学大学院は学部の付随的な存在で、独立した教育課程も教員組織も持たず、「就職待ちの学生のたまり場的な性格を持つに過ぎなかった」（天野 2006:135）と指摘されている。授与される学位は博士のみであるが、大方の大学教員は学部卒業の学士（正規の学位ではなく称号）であった。

戦後、新制大学の創設に伴って、大学院は1952年から1953年にかけて独自の教育課程を持ち、博士と修士の二種の学位を授与する新しい体制となった。しかし、先述のように、戦後日本の大学院は、アメリカをモデルに制度化されながら、なかなかうまくいかなかった（天野 2006:175、江原 2004:282 など）のである。まず、研究大学院と職業ないしは専門職大学院の分化が行われず、研究大学院型の単一の大学院が制度化、学部段階の専門学部制も廃止されなかった。外形はアメリカの大学に近づいたものの、大学内部のさまざまな慣行も、教育研究活動を営む人々の意識も、ドイツ・モデルの支配した戦前期と大きく変わることはなかった。

その後1970年代に、日本の大学も「マスの時代」に入り、1971年、中央教育審議会から「四六答申」が出された。大学院の混迷を打破する必要性の論議もこの頃から始まった。この答申

において従来の大学院を、修士課程にあたる職業専門教育重視の「大学院」と研究者養成のための「研究院」に区別することが提案された。

その答申を受けて、1973年筑波大学が設立された。専門学部が廃止され、研究者養成の博士課程と専門職業人養成の修士課程が分けられた。これ以降、工学系を中心に修士課程の事実上の職業大学院化は進み（天野 2006:137）、理系では修士課程を卒業した学生が活躍が始めたが、文系では大学院の定員も満たさず就職状況も悪かった。中でも法学部では、有力大学でさえ予備校に通いつつ司法試験を受けるという批判を受けた。また企業法務などの実務教育も不十分と批判された。ここからプロフェッショナルスクールの発想が生まれたとされる（小林信一 2004:58）。

1987年、内閣直属の臨時教育審議会の答申により設置された大学審議会（1987年～2001年）を中心に大学改革がやっと本格的に動き出す。規制緩和と競争の時代といわれ、大学の主体的な取り組みを期待するものであった。1991年には、大学審議会から「大学院の量的整備について」（答申）が出された。これを受けて文部省は「大学設置基準等の改正」を策定した。実際には「大学院重点化政策」というような政策名はないが、「一人歩き」（小林信一 2004:51）をしたといわれる。大学にとっては18歳人口の激減への対応であり、大学院重点化は「抜け道」探し（天野 2001:196）「レトリック」（小林信一 2004:58）とも言われた。1991年に東大法学部で教員の所属が学部から法学政治学研究科に移され、これにより研究費の増額などを可能とした（小林信一 2004:57）とされ、それに伴う制度改革は、2000年ではほぼ終息したとされる。他の大学もこれに追随した。この結果、1990年代から学位取得者の供給過剰状態をもたらし始めた（天野 2006:140）ことは、専門職大学院設

立とその後の有様を考えるうえでも銘記されるべきことである<sup>3</sup>。

1998年、大学審議会の締めを飾る答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」が出された。これは1990年代初め以来の一連の改革の総括と21世紀の展望であったが、国立大学法人化・職業人養成のための大学院の制度化・第三者評価システムの導入・競争的資金配分の制度化などが提示される中で、ロースクール構想も答申された。翌1999年、大学院設置基準が改定され、「専門大学院」の名称で、高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程」の設置が認められた（この時は6研究科・専攻のみ）（天野 2006:175）。1998年の答申は本来時間をかけて検討・具体化されるべきものとされていた。しかし、答申が出て2年もたたないうちに事態が進んだ。

2001年には、大学審議会を引き継ぐ形で中央教育審議会大学分科会が発足した。この分科会の中で5月から「法科大学院」「将来構想」「大学院」の3つの部会が設けられた。法科大学院という一専門分野に部会が設けられていることに注意が必要であろう。これには、同年6月司法制度改革審議会から意見書「21世紀の日本を支える司法制度」が出されたことを外圧と考える向きもある（天野 2006:169）。

また、政府「総合規制改革会議」の大学・大学院設置基準の「事前規制から事後チェックへ」のスローガンは外圧となったとされる（天野 2006:172）。すなわち、従来、設置基準、設置審査を通じて行われた高等教育行政も規制緩和の対象とされ、設立審査が大幅に緩和された。事前の審査が必要だった事項のかなりの部分が

各大学の自主性にゆだねられ、届け出制に変更された。この時期、法科大学院創設が見込まれる大学の法学部は競争率が上がったが、そうでない大学法学部は生き残りをかけて名称を変更するか（国際教養学部など）大幅な定員削減を余儀なくされるとの見通しもあり（山田剛志 2002: 187）、このことが、のちに見るように法学部を有する大学がこぞって法科大学院を設ける事態につながったといえるだろう。2003年には、改正教育基本法に基づき専門職大学院が制度化され、専門大学院から移行し、専門職大学院が発足することになる。

以上、すでに1970年代から始まっていた職業型大学院に関する検討は、少子化に伴い対策を迫られる大学の事情を反映して1990年代から急速に進み、その過程で政府の関与が大きかったことが示された。

それでは、司法改革として法科大学院が設立される道程はどのようなものであったのだろうか。次節ではそれを検討する。

## 2-2. 司法改革の視点から

### 2-2-1. 法曹養成の歴史

本節ではまず、法曹養成の歴史について弁護士を中心に概観し、歴史的に弁護士が裁判官、検察官より低い地位に置かれてきたことを確認していく。

明治維新以前、日本の司法制度では、訴訟を起こした本人に代わって法廷に出たり弁護するものの存在は認められていなかった。法廷で訴訟の当事者の意見を代弁する「代言人」が認められたのは司法改革の始まった1872年（明治5年）のことである。しかし、代言人は特に資格もなく誰でもなることができ、「三百代言」という蔑称もあり社会的評価も低かった。1880年に新制度制定後は、代言人の社会的地位も上が

3 1997年ごろを境に増加し続ける大学院生に関する記事が現れた（水月 2007:58）。特に文系の大学院修士者のニーズが社会では不十分で「高学歴ワーキングプア」と評された。

り、その試験は極めて難関なものとなり、1881年からの5年間で試験合格率は4.7%であった。ここで注目すべきことは、この試験は学歴不問であり、働きながら受験準備することもできたことである。法律学校に通うとしても、たとえば1883年当時の明治法律学校の規則によれば、16歳以上の男子なら誰でも入学が認められた。ここに、欧米の、高等教育を経て法曹へのパスポートを得るといふのは異なる方法が確立されたことは刮目すべきことである。小学校から中学校、そして予備校を経て大学へ行って社会的地位を獲得するというのとは別に、代言人への道程は、立身出世の近道として利用されたのである（天野 2007:187）。

もっとも、官立学校の卒業生たちには、無試験で代言人の免許状を取得できる特権的な道もあった。しかし、司法官や行政官に比べれば社会的威信が高いとはいえない代言人になろうとする人は限られていた。ここに司法官は官学、弁護士は私学という現在まで続く法曹の二元的な構造がほぼ確定することになった（天野 2007:189）とされる。

なお、1893年に弁護士法が制定され、代言人試験に代わり弁護士試験が始まり1922年（大正11年）まで続いた。その後、日本弁護士協会の法曹一元化<sup>4</sup>の要望を受け、1923年以降は「高等試験（高等文官試験）司法科」として、判事・検事と同一の資格試験に統一された。だが、当時の弁護士は司法省（検事正）の監督のもとにおかれており、その独占業務も法廷活動に限られ、弁護士は裁判官や検察官よりも格下とされた。1936年の改正によって、弁護士の法廷外での法律事務の独占が認められるようになった。

戦後の法曹の動きを見て行こう。戦後の改革の時点でも官尊民卑は見られた（日本弁護士連

合会〈以下、日弁連〉1958:292）。弁護士の独立自治を打ち立てた弁護士会がまとめた弁護士法改正の答申案は、司法省、裁判所はもちろん、商工省や大蔵省からも強い反対にあった。その答申案には、弁護士の登録を司法省から弁護士会に引き取り、指揮監督権は司法省、裁判所になく弁護士会の自治に委ねられるなどの内容が含まれていた。GHQのLS（リーガルセクション）の理解もあり、「最終的に弁護士会の欲する通りの成果を得た」（日弁連 1958:300）法制局案が提出された。改正弁護士法は、裁判所法、検察庁法に遅れ、1949年（昭和24年）5月30日に成立した。これで司法三法が整った。

その後、明治時代からの法曹一元の問題が古くて新しい問題として浮上した。日本では、「徳川以来、常にお上からの裁判。明治時代になってもその傾向は強かった」（日弁連 1959:346）とされる。法曹一元とは最も狭く厳密な意味においては「裁判官の任用をLawyer殊に弁護士から採ること」（日弁連 1959:345）である。1953年から本格的に取り組み、1962年には、日弁連の強い要請もあり臨時司法制度調査会が設置、法曹一元化が検討された。しかし、その諸条件が整っていないと目された。その条件の第一が法曹人口の飛躍的増加であり、第二に弁護士の地域的偏在と弁護士間の質の格差の解消であり、第三に弁護士に対する国民の信頼の向上であった。こののち、冷戦を背景に日弁連と最高裁の対立が深まり、「司法の危機」の時代が始まる（大川 2007:24）。1971年には、最高裁による「左翼系」裁判官任官拒否があり、その対立を決定的なものとなった。この対立は1990年ごろまで続き、この間司法試験合格者は毎年500人程度と極めて少数にとどまった。しかし、裁判官や検察官を弁護士の中から選任する法曹一元への日弁連の強い希求が、のちに見るように、法科大学院の設立、新司法試験の合

4 この場合の法曹一元化は、法曹三者が同じ資格試験を受験するという意味である。

格者3,000人を目標とする案を日弁連が受け入れる伏線となるのである。戦後法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）で共通の資格試験、共通の司法修習を修める平等の達成は弁護士集団にとって揺るがしにしがたい聖域であることをここで改めて確認しておきたい。

## 2-2-2. 法科大学院を含む司法制度改革

本節では、法科大学院設立につながる司法制度改革の動きをみていく。司法改革は、法曹界のみならず、政府、政府与党である自民党や経済界からも必要とみなされていたことが確認できるだろう。1980年代、日本の輸出産業がアメリカの脅威となり、アメリカ政府は貿易不均衡是正のため、日本政府に参入障壁撤廃を要求した。そのうちの一つが外国人弁護士の国内活動自由化であり、日弁連および政府、経済界も反対した。しかし、長期的に外国弁護士に対抗し、グローバル化に伴う外国企業との交渉や訴訟に対処しうる質量の国内弁護士を養成することが日本政府および経済界の課題となった。また、バブル景気に伴い、法曹界でも法曹人口の拡大が求められた。転勤が多い裁判官、検察官、中でも裁判官より給料の安い検察官の希望者が減ったのである。司法修習所卒業時の平均年齢の高さも深刻な問題であった。1987年、裁判所、検察庁は司法試験改革を日弁連に交渉、3つの案の中で合格者人数700人までの増加と合格者の3割を受験年数3年以内の受験者に割りあてること（丙案）を主張した。この法曹人口増員問題に対し、日弁連の意見は二分し激しく紛糾した。法務省は期限を切って決断を迫り、ついに1990年日弁連は、1991年には600人、1992年から5年間年700人に増やし、若手増加を検証することを受け入れた。それで若手が増えないなら他の案がない限り丙案をと返答、妥協案を受け入れた。この時の日弁連会長は豊田商事の

破産管財人に就任して全国的に有名になった中坊公平弁護士で、一致団結して司法改革をと訴え圧倒的な支持を得、会長に当選をしていた。1991年には弁護士経験者から裁判官・検察官を採用する弁護士任用制度を作り、法曹一元化の足がかりを設けることに貢献するなど、一定の成果を挙げた。

また、1990年、日弁連は5月の定期総会において、初めて司法改革宣言を採択した（日弁連司法改革実現本部 2005:22）。ここに表された司法改革は2つの特徴を有した。まず、司法を市民にとって身近で利用しやすく納得できるものにするを旨とするものであり、次に、弁護士会・弁護士の自己改革を目指すことである。

さらに1991年、中坊会長の際、司法試験改革問題を法曹三者協議から外部識者を交えた法曹養成制度等改革協議会に移すこととなる。しかし、結果として新たな協議会では法曹外部からの様々な圧力が増し、これにより日弁連が想定していないほどの法曹人口大增員を招くこととなる。1994年、経済同友会は「現代日本の病理と処方」を発表し、司法は抜本的な改革が必要であり法曹人口増員要請をしたことからわかるように、財界や大学人の委員は法務省案を飛び越え大幅な増員、倍以上の1,500人を主張、これに対して裁判所、検察庁は1,000人を主張した。その時期の日弁連は増員反対派が勢力を増し、なかなか基本方針を示すことができずようやく1995年800人という妥協案を提示したところ、既得権益にしがみついている、国民の利益に反するなど激しい批判を受けることとなった（大川 2007:82-85）。その直後、政府の行政改革委員会小委員会が弁護士法の見直しを協議し、弁護士の法律事務独占を見直すとの「恫喝」（小林正啓 2010:105）があったとされる。この時期には、バブル経済に踊らされ、投機に手を出し預り金を着服する弁護士が多発、日弁

連はじめ弁護士は国民の信用を失い、自分たち専門職の将来を決する「当事者の椅子からひきずりおろされる」(小林正啓 2010:97) ことになった。結局司法試験合格者を将来1,500人にするという案に決した上、1996年より受験回数3回以内の受験者を論文式試験で特別枠(約200人)を設けて合格させるという丙案も通った。

これまでの日弁連としては到底受け入れがたかった1,500人案を受け入れるために出された一つの方策が「法曹一元」であった。先述したように、法曹人口の飛躍的増加が法曹一元化への第一の条件だったのである。翌1997年、日弁連臨時総会で法曹一元実現のため1,500人案を大激論の末決議する。また、法曹三者の話し合いで、当面1,000人、将来の合格者を1,500人とすることを了承し司法修習の期間を2年から1年半に短縮する案もまとまった。倍以上の修習生を受け入れる余裕は司法修習所にはなかったからである。

その合意が出されたわずか二週間後、政府与党の自民党が政務調査会に置いた司法制度特別調査会は「司法制度改革の基本的な方針」を発表し、国づくりとしての司法改革の必要性を訴える中でロースクール方式の導入も検討課題とすることを公表した。このことがこの構想を一気に現実課題とした(大川 2007:150)と評される。司法修習所の容量や司法予算では、年間1,500人以上の法曹を養成することは物理的に不可能であり、自民党に司法修習所に代わる法曹養成機関の創設を企画させたとする見方がある(小林正啓 2007:128)。これに呼応して1998年、経済界から経団連が、上記の司法制度特別調査会の意見照会に応じて、行政改革・規制の撤廃・緩和の発展で行政依存型から自由で公正な市場経済・社会への転換が必要であり、経済・社会のインフラとしての司法制度の充実が必要、と主張した。1998年、大学審議会がロー

スクール構想を答申したのは2-1-2のみとおりである。「日弁連は意思決定が異常に遅く、当事者能力に欠けていることは明白」(小林正啓 2007: 128)として、法科大学院は政府・自民党・文科省・経済界・大学の中で急速に成長していく。

1998年、自民党の司法制度特別調査会の「21世紀司法の確かな指針」でも、法曹一元は検討課題として掲げられ、その年の日弁連の司法シンポジウムは法曹一元一色となった。各方面からロースクールを含む司法改革の機運が盛り上がる中、1999年、司法制度改革審議会が内閣に置かれ(小淵内閣)、2年以内に答申をまとめることが定められた。この年には、東京大学がロースクール構想を発表し、一橋大学や早稲田大学などが次々に続いた。日弁連は「司法改革実現に向けての基本的提言」を発表、その内容は以下のようなものだった(司法改革司法改革実現本部編 2005:26)。

- ① 官僚司法から市民による司法へ(法曹一元も含まれている)
- ② 小さな司法から脱却、インフラ整備
- ③ 弁護士・弁護士会の自己改革(弁護士人口増加も含む)

続く2000年、司法制度改革審議会は、法科大学院構想と2010年頃には司法試験の合格者数を3,000人にするという案をまとめ、その一方で法曹一元化は不採用とした。この3,000人という人数は、10年間で先進国では実働法曹人口最少のフランス並みの法曹人口にするため、のちに法科大学院協会理事長に就任する青山委員から提案されたという。日弁連・臨時総会でも、国民の必要とする質と量の法曹人口確保と法科大学院による新たな法曹養成制度の受け入れが決定された。この時「敗北の虚脱感と諦めが、日弁連を支配していた」(小林 2010:212)という。

このような司法改革の動きと並行して、大学・大学院改革が進んでいたのは前節でみた。法科大学院が専門職団体の内在的なプロフェッショナルライゼーションの成果の一つとして設置されるのではなく、政財界、大学界からの強い働きかけや法曹三者のかけひきのもと設置されるに至ったのは、木に竹を接ぐようなことと言えるだろう。大学のあり方について審議する側からは「法科大学院制度の創設が司法制度改革の一環として要請され、それに引きずられる形で専門職大学院の制度化が進められた」（天野2006:8）とされ、弁護士の側からは最終的に法科大学院のあり方を決めた1999年設置の「司法制度改革審議会」の13人の委員のうち最多5人が大学教授であることから「これは、司法制度改革審議会に、大学の意見を反映させることが最優先事項であったことを示している」（小林正啓 2010:191）と非難しあっている。今の法科大学院ならびに専門職大学院の混迷の一端が、このプロセスにもあると考えられるのではないだろうか。

その後、2001年に小泉内閣が誕生し、構造改革、規制緩和の動きは社会全体に及ぶ。小泉内閣誕生直後の6月、司法制度改革審議会は意見書「21世紀の日本を支える司法制度」を提出、そこには司法の「制度的基盤の整備」「国民の司法参加」にならぶ司法制度改革の3つの柱の一つが「人的基盤の拡充」であり、法科大学院は新しい法曹養成制度の中核、と書かれた（日弁連司法改革実現本部編 2005:60）。新しい法曹養成制度のもとでは、高度で専門的な法的知識を有するだけでなく、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に着けた法曹を獲得、点による選抜から、法科大学院・新司法試験、司法修習と有機的に連携したプロセスによる法曹養成を目指す仕組みであるとされた。また、法理論教育に実務教育を併せた充実

した教育、法科大学院修了者の7～8割が合格できる制度にと企図された。司法制度改革推進法は成立（3年の時限立法）し、司法制度改革推進本部が内閣に置かれた。重要な政治案件となった司法改革は矢継ぎ早に進み、2002年には「司法制度改革推進計画」が閣議決定された。

そして、2004年、政府の予想では40校程度であった法科大学院は68校でスタートした。志願者7万2,800人で5,767人が入学、13.0倍の倍率であった。主な改革法もほぼ成立するに至り、司法改革は一つの区切りを終えたのである。

### 3. 法科大学院および法曹養成の現状

本章では、2章でみてきたように、政財界、大学界、法曹界のさまざま思惑から生まれた法科大学院がその後どのように推移し、どのような問題が生まれていったのかを見ていきたい。それを見るために1節では、法曹養成の現行のシステムを示す。

#### 3-1. 法曹養成のシステム<sup>5</sup>

法曹三者になる資格を法曹資格と呼び、法曹資格は原則として司法試験に合格することが要求される。2002年の司法改革以降、司法試験を受験するには、法科大学院課程を修了、または、司法試験予備試験（2011年導入）の合格のいずれかが必須条件となった。法科大学院の課程の標準修業年限は3年であるが、入学試験で各法科大学院で法学既修者の水準にあると認められた場合、2年とすることもできる。3年の課程を未修（法学未修者課程）、2年の課程を既修（法学既修者課程）ということが一般的である。司法試験予備試験とは、諸事情から法科大学院に

5 法務省HP <http://www.moj.go.jp/index.html>  
2016.12.24アクセス



進学しない者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験である。2004年に法科大学院が設置され、2006年には法学既修者を中心に法科大学院修了者が誕生、受験資格を得ることとなった。2006年から2010年までの5年間は旧司法試験と併存、2011年から現行の司法試験に一本化された。試験は、短答式（択一式を含む）と論文式による筆記の方法により行われる。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受ける。

当初法科大学院を修了した者および予備試験に合格した者は、5年以内に3回の範囲内で司法試験を受験することができることとされていたが、2014年の改正でこの回数制限を廃止、5年以内なら何度でも受けられるということになった。すなわち、司法試験が実施されるのは年一回なので、受験資格を得てから5年の内に最高5回の受験機会が認められることとなる。受験資格が消滅した場合、法科大学院を再び修了するか、予備試験に合格すると再び受験することができる。

合格者は、司法修習生として採用された後、1年間の司法修習を受ける。そして、国家試験である司法修習生考試<sup>6</sup>を受け、これに合格すれば法曹となる資格を得る。この司法修習の期間は、従来の司法修習前期分の教育が法科大学院でなされることから期間が短縮され、司法修習生考試に備えるため予備校での対応などが必要になっているとされている<sup>7</sup>。なお、2014年11月からは導入修習が復活した。

司法修習期間は兼業（アルバイトを含む）が禁止され、司法修習に専念させるため、司法修

習生には国から給与が支払われていたが、2011年11月に司法修習が開始された第65期司法修習生から財政難を理由に修習期間中の生活資金を貸与する「貸与制」が実施された。これに対し、様々な請願、反対運動があったことから2017年度の司法修習生から給費制度が貸与制度と並行して復活する可能性が高いことが報じられている<sup>8</sup>。

### 3-2. 法科大学院の変遷

制度が始まった初年度の2004年には72,800人もの入学志願者が法科大学院に集まった。この時法科大学院は68校を数え、合格者数は5,767人、合格倍率は13.0倍に達した。翌2005年に法科大学院の数は74校に及んだが、結局74校をピークに、法科大学院の数は減っていき、志願者も急激に減っていくこととなる。

その大きな原因は何より2010年には3,000人の合格者を出し、7～8割合格する方針であったのにもかかわらず、司法試験への合格者数、合格率が想定より大幅に低かったことがあげられる。法科大学院修了生が初めて司法試験を受けた2006年の司法試験全体の合格率は48.3%、1,009人が合格を果たしたが、それ以降、合格率は下がり2007年に40.2%、2008年33.0%、2009年27.6%、2010年25.4%、新司法試験に統一された2011年には23.5%を記録した。以降も25%前後を推移し、2016年は2014年に続き2番目に低い22.9%であった。また、2016年の司法試験合格者は1,583人と司法改革が行われた2006年以來2番目の少なさであった。

さらに、2016年に合格した1,583人のうち、全国74の法科大学院を修了した合格者は1,348人で法科大学院修了者全体の合格率は20.6%で

6 通称2回試験という。

7 伊藤塾「司法試験合格から司法修習修了までの流れ」2016.12.24アクセス

あったが、例外的ルートとされる予備試験合格による司法試験合格者は235人で前年から49人増え、過去最多の更新が続いている。さらに、この予備試験ルートによる合格率は61.5%、法科大学院で最も高いのは一橋大法科大学院の49.6%でありどの法科大学院よりも高いことになる。予備試験は経済的な事情などで法科大学院に通えない人のための例外的な制度として導入されたが、法曹界への「最短ルート」として受験する大学院生らも多く、2016年は合格者の75%が法科大学院や大学（学部）に在学中の現役学生であったという<sup>9</sup>。一人も合格者を出していない法科大学院も7校ある中で、法科大学院で学ぶ意義が問われることになろう。また、司法修習を終えて、本格的に法曹界に入るための関門である司法修習生考試いわゆる二回試験では、新司法試験合格者が司法修習を受け始めた新61期考試（2008年12月結果発表）で113人（受験者の約6%）の不合格者が出ている。

さらに、2015年度の法科大学院志願者は10,370人と毎年減少を続けており、初年度である2004年の1/7であり、倍率も3.3倍に落ちている。姫路獨協大学法科大学院が2011年度から募集停止、2013年3月31日付けで廃止したのを皮切りに2016年度に学生を募集した法科大学院は45校に留まっている。初年度こそ74校すべての法科大学院で定員を満したものの、法科大学院そのものの人気が低下して全体的な志願者数の減少に歯止めがかからず、2009年以来入学定員を減らし続けているにもかかわらず充足率は低いままである。2016年度の法科大学院全体の入学者数は入学定員2,724人に対して1,857人でいずれも過去最低であり、定員充足率は68%となっている。入学定員を満したのは一橋大と甲南大のみで45校中実に43校が定員割れという

事態に陥った。法科大学院、法曹界を目指す人の減少が顕著といえよう。法科大学院の定員割れ・志願者減少は国立大学や私立の有名大学にまで及んでおり、法科大学院制度（法科大学院の修了を原則的な司法試験の受験資格とする制度）の存続自体を脅かす事態に発展している。

このような、法曹界の不人気は法曹界における就職状況や収入減が報じられていることも関係していよう。そもそも1900年までは長らく500人程度に抑えられていた司法試験の合格者数が2000年前後には1,000人程度となり、法科大学院の始まる2004年頃には1,500人程度と急増、以降3,000人を目指して2,000人を超える合格者が世に出ることになった。急増した法曹人口のうち、検察官と裁判官は公務員であり採用される人数に限りがある。おのずと弁護士の数が増えることになるが、その弁護士の収入・所得減が顕著である。2006年の弁護士数は22,021人であったが2014年には35,045人となっている。日弁連の調査<sup>10</sup>によれば、2006年の弁護士の平均年収は3,620万円であったが、2014年調査では2,402万円、2006年の平均所得は1,748万円、2014年では907万円であった。中央値で見ると、収入は2,400万円（2006年）であるのに対し1,430万円（2014年）、所得は1,200万円（2006年）であるのに対し600万円（2014年）となっていて、数の増加とともに収入、所得とも激減<sup>11</sup>していることが見て取れる（日弁連 2015）。

それだけではない。司法修習修了者のうち「その他」と回答している人が2007年以降急増し、2011年からは毎年終了者の1/4程度（2014年では194人中550人）が法曹として職を得ていな

10 日弁連「弁護士実勢調査（弁護士センサス）」全会員対象

11 法務省の調査でも2010年と2015年を比較して、弁護士の平均年収の減少が指摘されている（日本経済新聞 2016.8.10）。

いことが明らかになっている。これらの人々は検察官や裁判官とならずかつ弁護士一括登録をしなかった<sup>12</sup>とみなされ、月日を追うごとに弁護士登録が増加する傾向にはあるが、既存の法律事務所に就職し、経験を経て独立という通常のルートを進むことのできない新人弁護士が増え、「軒弁」<sup>13</sup>「宅弁」<sup>14</sup>などと称され「若手弁護士の深刻なOJT不足」として日弁連も問題視している<sup>15</sup>。先に示した日弁連の「弁護士実勢調査」によれば、所得0円以下と答えている弁護士が2014年調査では79人いる。以上のように、高額な費用<sup>16</sup>のかかる法科大学院を修了、無給の司法修習生<sup>17</sup>時代を経てようやく法曹の入口にたどり着いたとしても、その先の法曹としてのキャリアの展望は明るくない。

このような事態に、政府も無策というわけではない。2012年には制度の見直しのため、法曹養成制度検討会議を設置、2013年合格者数の削減、受験回数などについて提言を行った。これにより、2015年には先述の通り司法試験受験回数の制限が緩和され、2002年に司法試験の合格者数の目標を3,000人とした閣議決定は2013年に撤回され、1,500人以上と半分に削減された。

12 日弁連「弁護士未登録者数の推移」2016年12月25日最終アクセス

13 既存の法律事務所に雇用されたのではなく、その「軒先」を借りて自営する弁護士のこと

14 法曹のキャリアの最初から自宅を登録事務所として独立開業する弁護士のこと

15 日弁連「OJT の機会が少なくと推測される新人弁護士（登録事項による調査）」2016.12.25最終アクセス

16 一般の大学院より高く、国立大学では年間約80万円、私大では年間約100～250万円とされる。これに、書籍代、受験料はもちろんや予備校代がかかることもある。

17 法務省は2016年12月19日司法修習生に対し、生活費などとして月13万5千円を一律支給する新たな制度を2017年度から導入すると発表した（日本経済新聞 2016.12.20 朝刊）

また、文部科学省は法科大学院の再編を促すため、2015年度から司法試験の合格率により法科大学院の補助金の傾斜配分を始めた。文部科学省では、認証評価等における客観指標として「競争倍率2倍」を示している。2016年度の補助金基礎額が0という法科大学院も4校を数えた。

このような事態となった要因は様々に議論されている<sup>18</sup>が、何よりも2章でみてきたような政財界、大学、法曹三者の思惑、権力闘争の結果、法曹需要が過大に見積もられたことが挙げられよう。2-2でみたように、3,000人という数字は国内事情を十分に検討することなく他国に追従して出されたものであった。弁理士や司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士というように一部業務が弁護士と重なっている隣接専門職を含め、法律家全般にどの程度の需要があるのかという具体的な議論や検証が十分に行われていなかったことが指摘されよう。

#### 4. 現代日本における「専門職」の意味と雇用システム

本論では、専門職大学院の中でも突出して社会的影響力をもち、専門職大学院制度をけん引してきた法科大学院を中心に見てきているが、低迷を続けているのは法科大学院だけではない。この低迷について筆者の調査「専門職および大学院に関する調査」<sup>19</sup>の結果も用いつつ、①アメリカとは違う現代日本の「専門職」の意味と②日本的雇用システムとの齟齬の2つの視点から考察していく。

18 江澤はこれまでの法科大学院の現状と課題に関する調査研究を整理している（江澤 2014）。

19 調査期間は2015年10月2日から10月5日で、全国の20歳から69歳の1086人の男女（男性542人、女性544人）を対象にインターネットリサーチにより実施。

#### 4-1. 現代日本における「専門職」の意味

専門職 (profession) という概念は、社会学においても長らく議論されてきた (鶴沢 2012)。教育社会学の立場から専門職の養成過程や専門職大学院を研究する橋本は、この概念が「アングロ・アメリカ的な概念装置」で、国家ごとの歴史的・社会的文脈の中にある個々の職種において問い直されるべきであり (中野 1981)、非欧米国であるわが国の場合、とくにこの概念の取り扱いには留意するべきであるとしている。そのように述べながらも、橋本はベン＝デーヴィッド (Ben=David 1977 1982:49) にならい『「高度に専門化した分野を基盤とする職業に限定するよりも、はるかに幅広」な視野の下に、『その職への就職が高等教育機関からの卒業証書を有する者に限られている職業のすべてを指す』』という、ゆるやかな意味でとらえるとしている (橋本 2009:11-14)。しかし、ゆるやかな意味としながら、この定義はアメリカの専門職論の研究者であるFreidsonの、自国の専門職に関する定義と酷似している。すなわちFreidsonは、国勢調査における専門職の中から高等教育と公式の知識にさらされていることがアメリカにおける専門職の中心的な要件とし、高等教育を基礎とした資格を有する必要のない職業を除外したのである。そして、そもそも専門職とはアングロ・アメリカな制度に強烈に影響を受けた産業国家に特有の根を持つ変化しうる概念であると捉える必要がある、とし、歴史的、国内的、民俗的用語であり、分析する専門職が存する社会で把握されている専門職が専門職であるとした (Freidson [1986] 1988)。

筆者は、Freidsonの専門職概念のこの捉え直しに共鳴し、現代日本における「歴史的、国内的、民俗的用語」としての専門職の概念を把握すべく1,086人を対象に調査を実施した。その結

果、「高等教育」に裏付けされた職業というアメリカにおける専門職の特徴とは異なり、現代日本においては、国家試験合格等をもって取得しうる確固とした「資格」が専門職としてのメルクマールであることが示唆された (鶴沢 2016)。専門職に「高い学歴が必要 (大学以上)」(32.4%) と回答する割合と「学歴は関係ない」(31.4%) と回答する割合が拮抗しており、「学歴はいらない」(14.7%)、「専門学校」の学歴が必要」(13.8%)、「高い学歴が必要 (大学院以上)」(7.6%) と、大学院までの学歴、高等教育が必要であるとする比率は非常に低いということも、この認識の仕方を裏付けているものと思われる。

このような日本人の認識に立ち返った場合、確固たる国家資格が高い確率で取得できると思えばこそ新たに設立された専門職大学院に高い学費を出して進学する、あるいは親も進学を支援するものの、この確率が非常に低いことがわかれば、その魅力は急激に半減することが容易に想定できよう。同調査において「お子さんに望むもしくは望んだ学歴は次のうちどれですか」という問いに対し、最も多いのは「大学」で53.1%であるが、「大学院修士課程 (前期課程) 修了」は3.6%、「大学院博士課程 (後期課程) 修了」は2.1%と「専門学校」(4.2%) よりも少なかった。専門職大学院の中で、知っている分野としては法科大学院が最も多く33.3%で、専門職大学院の教育が必要であると最も見なされていたのも法科大学院であった (41.9%)。しかし、どの分野も専門職大学院の教育が必要ないと考えている人も26.5%いたのである。

このような認識が広く共有されているとすると、医学部のように医師国家試験にほとんどの人が合格するのであればともかく (2015年度の合格率は91.2%)、進学したとしても法曹の国家資格が取得できない可能性が高いのであれ

ば、法曹を志す人たちが予備試験のルートを使ってむしろ従前通り司法試験予備校に通い、司法試験を目指す人が多くなることも当然であろう。しかも、合格率までそのルートのほうが高くなれば、法科大学院がアメリカのプロフェッショナルスクール、ロースクールを模して作られたと言われても、特に魅力的に思えるものではないだろう。アメリカのロースクールおよび司法制度の問題点を指摘する声も多い（山田剛志 2002、前澤 1999など）。医学や薬学はその範疇ではなく、ファッションビジネスのような、これまでは専門学校で扱われてきた分野が対象となっているとは、そもそも専門職大学院とは何なのか（天野 2013:182）。そのことが改めて問われなければならない。

#### 4-2. 日本の雇用システム—新卒一括採用の陥穽

次に、日本の雇用システムの観点から、法科大学院の状況を検討してみよう。アベグレン、ジェームズ・C.の著書『日本の経営』（1958年）により、終身雇用、年功制、企業別組合という日本の経営の特徴が初めて欧米に紹介された。この3つは、「OECD対日労働報告書」（1972年）でも取り上げられ、日本の経営における「三種の神器」と呼ばれるようになった。年功制、終身雇用から派生し、主として高校生、大学生の新規学卒一括採用が慣習化され、OJT重視の教育訓練も定着した。

高校卒よりも大学卒のほうが生涯賃金も高い傾向にあるということで、今や大学進学率は50%を超えている。そのことを反映し、筆者の先の調査でも子どもに望む、もしくは望んだ学歴で最も多いのは「大学」で53.1%であった。子どもに対する大学院への進学希望が低かったのも見た通りである。企業からの文系修士号の学

位への評価は低く（水月 2007）、「頭でっかちである」などと言われがちであるという。2章では、大学院の強化対策により、特に文系で就職難が起きたことも示された。先の筆者の調査で、大学院卒の採用に消極的もしくは大学院卒を今まで採用していない人（85人）にその理由を聞いたところ（複数回答）、「大学院卒は視野が狭く理屈っぽくて扱いにくい」は4.7%、「大学院卒は自分の専門にこだわり、会社の利益を考えない」は5.9%と一般に流布する「大学院卒の扱いにくさ」を支持する回答を選択した人は少なかった。しかし、「大学院での専門知識を生かす場がない」（50.6%）、「前例がない」（24.7%）、「大学・高校等の新卒一括採用中心のため、大学院卒では年齢が高くなる」（12.9%）と新規学卒（高校卒・大学卒）一括採用で、当該組織の中でOJTを重ねているため、高い専門知識と相対的に高い年齢の新入社員を受け入れることに戸惑う様子がうかがえる。

2000年の旧司法試験合格者の平均年齢は26.55歳だった。それに比し、2016年の新司法試験合格者の平均年齢は28.3歳と2歳近く高い。旧試験では概ね26から27歳であったという<sup>20</sup>。高学歴でしかも相対的に高年齢の法科大学院修了者が、司法試験に受からずあるいは司法修習を終え、考試に受かっても法曹の道が閉ざされた場合、一般の就職はハードルが高くなっていることが予想される。当該企業の法務部には、OJTによりその企業独特の取引の仕方や慣習などを身につけた年下の先輩がいる可能性もある。社内の欠員を組織内の異動によって補充する定期異動システムや多様な職務を社員に求める無限定雇用が日本の雇用の特徴なのである。

専門職大学院に行き、高額な授業料を払って、

20 法務省HP「旧司法試験の結果」2016.12.26アクセス

この日本の雇用システム外の専門職のルートで生きていけることが保証されているのならいいが、それが甚だ怪しい場合、その危険性も考慮しなくてはならない。法科大学院の不人気にはこのような日本の雇用システムが背景にあることが考えられる。

## 5. 専門職大学院の課題

法科大学院の不振についてここまで検討してきた。法科大学院は、少子化に対応する大学の生き残り対策の一つとして関係者が支持し、規制緩和の流れの中、法学部を有する全国の大学が設立に乗り出した経緯が確認された。また、政財界もグローバル化の競争にさらされる中、企業法務の強化の必要から法曹人口の増加の必要を訴えた。法曹界は裁判官、検察官、弁護士それぞれの思惑が異なった。バブル経済の中、検事を志望する司法修習生が減ったことや、法曹といえども年功序列制を有する官僚組織の裁判所や検察庁は受験の長期化で入職する新人が高齢化することに危機意識を有していた。弁護士の職業団体である日弁連は、競争相手の増加に危機意識を持ち、法曹人口の増加に常に反対し続けてきたが世論の反対にあい、弁護士から裁判官を選任するという英米型の法曹一元化への望みを抱きその実現を前提に法曹人口の増加、法科大学院設立を容認する。法曹が唱える表向きの「市民のための司法改革」の一環としての法科大学院設立、法曹人口増加とは異なる三者三様の思惑があったのである。政財界、大学界、法曹三者それぞれ同床異夢のまま、法科大学院はスタートを切ったのである。

その結果として司法試験合格3,000人という目標が過剰であることはすぐに誰の目にも明らかとなり、2013年には1,500人という規模に縮小された。それでも、弁護士の就職難、収入減

少が取りざたされている。

そもそも、大学は一般企業ではない。規制緩和、競争原理を教育機関である大学にも適用し失敗したら撤退、という方針は適格的であったのだろうか。新規学卒一括採用が中心の日本型雇用システムの社会に、場合によっては法科大学院時代の巨額な奨学金返済の義務を負いつつ法曹になる夢も絶たれて出ていかざるをえない人々は声をあげにくい立場にいる。

十分な議論がないままに見切り発車したとの声が多い法科大学院ではあるが、今後の課題としていくつか述べていきたい。

まず、法律専門職に確実になれる方途を拡充することである。法科大学院の数が減り、教育内容が吟味される中で法科大学院修了後、既修者における司法試験の5年間の累積合格率は7割に近くになっているという調査もある（日弁連 2015: 61）。また、すでに法科大学院修了とともに司法書士などの資格を取得できるようにすべきではないかとの声もあるが、医師や看護師をはじめとする医療専門職のように、当該教育機関を出たらその分野の専門職に概ね就くことが可能な環境整備が必要なのではないだろうか。有意な国家資格を取得できることは、この現代日本にあってメンバーシップではなくジョブで就職していく際に肝要なことであると思われる。

また、このことは、専門職大学院全般に当てはまることと思われる。たとえば会計専門職大学院でも、2015年度の定員充足率は全体で75%である。2014年度の公認会計士試験合格者に占める会計専門職大学院出身者の占有率は13.1%にすぎない。このような状況から「入学志願者が著しく減少しており、会計専門職大学院制度の存立に関わる喫緊の課題」（杉本 2016）とされているのである。

4章で示した筆者の調査からも明らかかなよう

に、子どもに大学進学は望んでも大学院進学を望む親は少ない。鳴り物入りで喧伝されて登場した専門職大学院も、当該専門職の資格取得に程遠いとわかれば現代日本の専門職に対する認識からしても、羊頭狗肉とみなされ、制度を維持していくことも困難になるだろう。

次に、2章で述べたように明治時代に代言人であった時代から、弁護士への道は高学歴を取得するのとは異なる社会的地位の獲得ルートであった<sup>21</sup>。今、経済的事情などで法科大学院に進学せず予備試験ルートから司法試験に合格した人の中には高額な学費を負担することが困難な人が一定数いるかもしれない。しかし、法科大学院が司法試験受験のための正規ルートとするなら、奨学金等の制度を充実させ、有意な人材をひきつけることが重要であろう。人権を擁護すべき法曹の人材に多様性が担保されることは必要不可欠なことであると思われる<sup>22</sup>。

最後に、専門職大学院に関わる専門職においては、その資格を活かして多様なキャリアを積める道筋を示す努力をすることが必要なのではないだろうか。法律事務所に勤務してやがて独立自営をするだけが弁護士の進む道ではない。

たとえば企業の法務関連の仕事をする企業内弁護士は2016年6月時点で1,707人おり、全体では登録弁護士全体の4.5%である<sup>23</sup>。2007年までは200人に満たなかったが、司法修習時期で

みると、新司法試験導入後は飛躍的に増え、60期～67期の合計では7.4%となる。また、企業内弁護士のうち女性が40.4% (689人) を占めている。新司法試験導入後、女性弁護士比率は高まりつつあるが (2015年では18.2%) 企業内弁護士の比率はその比率を大きく超えるものであり、注目に値する。また、法律サービスとITを組み合わせた「リーガルテック」も注目されており、法律相談や弁護士の検索サイトを運営する「弁護士ドットコム」を弁護士が立ち上げ、登録弁護士は全国の弁護士の4人に一人を占めるようになってきているという<sup>24</sup>。

専門性をもって、起業、ジョブ型採用に臨む人材が増えることは、限界が指摘されて久しい日本型雇用システムに一石を投じることになるかもしれない。そうなったときにこそ、専門職大学院の意義が照射されるのではないだろうか。

なお、本調査研究は、文部科学省の科学研究費補助金基盤研究 (C) 「専門職とジェンダー—女性の位置づけと変容の可能性—」 (課題番号25360054) の成果の一部である。

21 『だからあなたも生き抜いて』 (2000年、講談社) の著者、大平光代氏は「極道の妻」として中学卒業後過ごしたが、一念発起司法試験に合格、弁護士となり、非行に走った青少年を救う人権派の弁護士となった。

22 司法試験の合格率が低い中、専門職大学院としては一番合格率を上げている大学院で、同級生から自分が性的マイノリティであることをアウティングされ、それを苦に自殺する事件が2015年に起きた。家族は大学を提訴している。

23 日本組織内弁護士協会HP『統計・資料』2016.12.29最終アクセス

## 参考・引用文献

- 天野郁夫 2001『大学改革のゆくえ』玉川大学出版部
- 天野郁夫 2006『大学改革の社会学』玉川大学出版部
- 天野郁夫 2007『増補 試験の社会史』平凡社
- 天野郁夫 2013『大学改革を問い直す』慶應義塾大学出版会
- Ben=David, J., 1977 *Center of Learning: Britain, France, Germany, United States* :McGraw-Hill. (=1982 天城勲監訳『学問の府—原点としての英仏独米の大学』サイマル出版)
- 別府昭郎 2004「ドイツの大学院段階の教育」江原武一・馬越徹編著『大学院の改革』pp.223-241東信堂
- Freidson, E. [1986] 1988 *Professional Powers*. The University of Chicago Press (paperback edition) .
- 石井美和 「法曹養成をめぐる制度と政策—法曹三者の力学を中心として—」『東北大学大学院教育研究科研究年報』55-1 pp.197-218
- 江原武一・馬越徹編著 2004『大学院の改革』東信堂
- 江原武一 2004「日本の大学院改革の将来」江原武一・馬越徹編著『大学院の改革』pp.279-291東信堂
- 江澤和雄 2014「法科大学院の現状と課題」『レファレンス』No.762 ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8706776\\_po\\_076201.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8706776_po_076201.pdf?contentNo=1) 2016年12月25日最終アクセス)
- 濱口桂一郎 2011『日本の雇用と労働法』日本経済新聞出版社
- 橋本鉦市 2009「専門職養成の日本的構造」玉川大学出版部
- 法務省HP「旧司法試験の結果」[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08\\_00046.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00046.html) 2016.12.26アクセス
- 伊藤塾「司法試験合格から司法修習修了までの流れ」<https://www.itojuku.co.jp/shiken/shihou/about/syuusyuu/> 2016.12.24アクセス
- 小林正啓 2010『こんな日弁連に誰がした?』平凡社
- 小林信一 2004「大学院重点化政策の功罪」江原武一・馬越徹編著『大学院の改革』51-78東信堂
- 前澤達郎 1999「米国のロー・スクールにおける法曹養成の現状と問題点」『ジュリスト』12月15日号 (No.1169) p.89
- 水月昭道 2007『高学歴ワーキングプア』光文社  
文部科学省「専門職大学院」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senmonshoku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/index.htm) 2016.12.29最終アクセス
- 中野秀一郎 1981『プロフェッションの社会学—医師・大学教師を中心として』木鐸社
- 日本弁護士連合会 1959『日本弁護士沿革史』
- 日弁連司法改革実現本部編 2005『司法改革 市民のための司法を目指して』日本評論社
- 日弁連編著 2015年『弁護士白書 2015年版』
- 日弁連「貸与制下の司法修習生の実態」<http://www.nichibenren.or.jp/activity/training/kiyuuhiseiizi.html> 2016.12.24アクセス
- 日弁連2014「OJTの機会が少ないと推測される新人弁護士（登録事項による調査）」  
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/dai6/siryous32.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai6/siryous32.pdf) 2016.12.25アクセス  
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/dai6/siryous31-3.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai6/siryous31-3.pdf)
- 日弁連「弁護士未登録者数の推移」[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/dai6/siryous31-3.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai6/siryous31-3.pdf) 2016.12.25アクセス
- 日本組織内弁護士協会HP『統計・資料』<http://jila.jp/material/index.html> 2016.12.29最終アクセス



- 大川真郎 2007『司法改革 日弁連の長く困難なたたかい』朝日新聞社
- 最高裁判所事務局 2008年「新第60期司法修習生考試における不可答案の概要」<http://www.moj.go.jp/content/000006955.pdf> 2016.12.25アクセス
- 杉本徳栄 2016「会計専門職大学院の現状および課題」『中央教育審議会分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ(第3回)H.28.2.15』(資料3-1)([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/038/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/25/136726\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/038/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/02/25/136726_02.pdf) 2016.12.29最終アクセス)
- 鶴沢由美子 2012「専門職 (profession) をめぐる研究の動向と今後の課題」明星大学社会学紀要 第32号 pp.27-42
- 鶴沢由美子 2016「現代日本における『専門職』の意味」明星大学社会学紀要 第36号 pp.127-137
- 山田礼子 1998『プロフェッショナルスクール』玉川大学出版部
- 山田剛志 2002『法科大学院』平凡社
- (うざわ ゆみこ、本学科准教授)